ILO(国際労働機関) 「協同組合の促進に関する勧告」

(2002年6月20日、ILO第90回総会採択)

仮訳 菅野正純 2002年7月9日

国際労働機関の総会は、

国際労働事務所理事会によってジュネーブ に招集され、2002年6月3日第90回総会に 集まり、

就労創出と、資源の活用、生産的投資なら びに経済への貢献における協同組合の重要性 を認識し、

多様な形態における協同組合が、すべての 人びとの経済発展および社会発展への完全参 加を促進することを認識し、

グローバル化が、協同組合にとっての新し い多様な圧力と、課題、挑戦、および機会を 産み出し、全国的、国際的な水準における強 力な人間的連帯の形態が、グローバル化の利 益のより公正な分配のために必要とされてい ることを認識し、

国際労働総会が第86回総会(1998)にお いて採択した、「労働における基本的原則と 権利に関するILOの宣言」に留意し、

国際労働条約および勧告に具体化された権 利と原則、とりわけ、「強制労働に関する条 約」1930、「結社の自由と団結権の保護に関 する条約」1948、「団結権と団体交渉権に関 する条約」1949、「平等な報酬に関する条約」 1951、「社会保障(最低基準)に関する条約」 1952、「強制労働の廃止に関する条約」1957、 「差別(雇用と職業)に関する条約」1958、「雇

用政策に関する条約」1964、「最低年齢に関 する条約」1973、「農村労働者の組織に関す る条約および勧告」1975、「人的資源の開発 に関する条約および勧告」1975、「雇用政策 (補足規定)に関する勧告」1984、「中小企業 における就労創出に関する勧告」1998、「最 悪の形態の児童労働に関する条約」1999に 留意し、

フィラデルフィア宣言に具体化された" 労 働は商品ではない"との原則を想起し、

あらゆる所における労働者のためのまとも な労働(ディーセント・ワーク)の実現が、 国際労働機関の第一義的目的であることを想 起し、

本総会の第4議題として、協同組合の促進 に関する提案を採択することを決定し、か つ、

その提案が勧告の形態を採ることを決定し て、

本日、2002年6月20日、「協同組合の促進 に関する勧告」2002 として引用することが できる以下の勧告を採択する。

範囲、定義および目的

1.協同組合が経済のあらゆる部門で活 動していることが認められる。本勧告は、あ らゆる種類と形態の協同組合に適用される。

- 2.本勧告の目的に照らして、「協同組合」という用語は、共通の経済的、社会的ならびに文化的な必要と願いを、共同で所有し民主的に管理される事業体を通じて満たす、自発的に団結した人びとの自治的な結合体を意味する。
- 3.協同組合のアイデンティティの促進と強化は、次のことに基づいて奨励される。
- (a)自助、自己責任、民主主義、平等、公正および連帯という協同組合の価値。ならびに、正直、公開性、社会的責任および他人への配慮という倫理的価値、および、
- (b)国際協同組合運動が開発し、別表において参照される協同組合の原則。この原則は、自発的で開かれた組合員制、民主的な組合員管理、組合員の経済的参加、自治と独立、教育・研修および情報、協同組合間協同、ならびにコミュニティへの関与である。
- 4.発展水準に関わりなく、あらゆる国において、協同組合の潜在力を促進するための措置を採用し、協同組合およびその組合員が、以下のことを行なうよう援助すべきである。
- (a)所得形成活動および持続可能なまともな雇用(ディーセント・エンプロイメント)を創出し、発展させること
- (b)教育と研修を通じて、人的資源の能力、ならびに協同組合運動の価値と優位性および便益についての知識を開発すること
- (c)企業家的・経営者的能力を含めて、事業的な潜在力を開発すること
- (d)競争力を強化すると共に、市場と制度 金融へのアクセスを獲得すること
 - (e) 貯蓄と投資を拡大すること
- (f)あらゆる形態の差別を排除する必要を 考慮して、社会的・経済的福祉を向上させる こと

- (g)持続可能な人類の発展に貢献すること、ならびに
- (h)コミュニティの社会的・経済的必要に応える、協同組合を含めた活力あるダイナミックな独自の経済セクターを確立し拡大すること。
- 5 連帯の精神に鼓舞された企業および組織としての協同組合が、不利な立場にある集団の必要を含めて、組合員および社会の必要に応え、社会的統合を果たすために、特別の措置の採用が奨励されるべきである。

政策的枠組みと政府の役割

- 6.均衡のとれた社会は、強力な公共セクターや民間セクターと同様に、強力な協同組合、共済組合、その他の社会的セクターおよび非政府セクターを必要とする。かかる状況において、政府は、協同組合の性格と機能に合致し、第3パラグラフに述べられた、協同組合の価値と原則に導かれる、支援的政策と法的枠組みを、以下のように提供すべきである。
- (a)できる限り迅速、簡素、適正な経済負担による、効率的な方法で、協同組合の登録を可能とすることを目的とする、制度的枠組みを確立すること
- (b)協同組合内部において、少なくともその一部を不分割とし得る、適切な積立金、ならびに連帯基金の創設を可能にすることを目的とした政策を促進すること
- (c)協同組合の性格と機能にかなった条件で、協同組合の監督のための措置の採用を規定すること。この措置は、協同組合の自治を尊重し、国内法と慣行に合致し、他の形態の企業および社会団体に適用されるものよりも不利な措置ではないものとする。
 - (d)協同組合の会員の必要に応える協同組

合機構への、協同組合の加入を容易にするこ لح

- (e)協同組合が果たし得る重要な役割をと くに有し、あるいは、協同組合以外によって は供給されないサービスを供給する分野にお いて、自治的かつ自主管理の企業としての協 同組合の開発を奨励すること
- 7 (1) 第3 パラグラフに述べられた価値 と原則に導かれる協同組合を、各国および国 際的な経済・社会発展の柱の一つと見なすこ と。
- (2)協同組合は、国内法と慣行に則り、他 の形態の企業および社会組織に認められてい るよりも不利ではない条件において処遇され るべきである。政府は、適切な場合、雇用促 進や、不利な立場にある集団ないし地域の利 益となる活動の発展といった、特別の社会政 策および公共政策の結果をもたらす協同組合 の活動のための支援措置を導入すべきであ る。かかる措置には、とりわけ、また可能な 限り、税制上の優遇や貸付金、補助金、公共 事業計画へのアクセス、ならびに特別の政府 調達の規定を含むことができる。
- (3)協同組合運動のあらゆるレベル、とり わけ経営と指導のレベルにおける、女性の参 加の拡大に、特別な配慮が払われるべきであ る。
- 8.(1)各国の政策は、とりわけ次のこと をなすべきである。
- (a)協同組合のあらゆる労働者に対して、 ILOの基本的労働基準および「労働における 基本的原則と権利」を無差別に適用すること (b)協同組合が労働法に従わないために設立 ないし使用され、あるいは偽装的な雇用関係 を設定するために使用されることのないよう 保証すること。労働法のあらゆる企業への適 用を保証することによって、労働者の権利を

侵犯する偽りの協同組合と闘うこと

- (c)協同組合およびそこでの労働における ジェンダーの平等を促進すること
- (d)協同組合において、重要な情報へのアク セスを含む、最良の労働慣行の普及を保証す る措置を促進すること
- (e)組合員、労働者および経営者の、専門的・ 職業的技術、起業家的・経営者的能力、可能 な事業についての知識、ならびに一般的な経 済・社会政策の技術を開発し、彼らの情報お よびコミュニケーション技術へのアクセスを 改善すること
- (f)あらゆる適切なレベルの国民教育および 職業訓練制度、ならびにより広い社会におい て、協同組合の原則と慣行の教育と職業訓練 を促進すること
- (a)職場における安全と健康を保障する措置 の採用を促進すること
- (h)協同組合の生産性および競争力の水準、 ならびにその生産する財およびサービスの質 を改善するための、職業訓練その他の形態の 援助を提供すること
- (i)協同組合の信用に対するアクセスを容易 にすること
- (i)協同組合の市場に対するアクセスを容易 にすること
- (k)協同組合についての情報の普及を促進す ること、ならびに
- (1)開発政策の策定と実施を考慮して、協同 組合に関する各国の統計の改善に努めること (2) かかる政策は、次のようであるべき である。
- (a)適切な場合には、協同組合に関する政策 および規制の策定と実施を、地方および地域 に分権化すること
- (b)登録、財務監査および社会監査、ならび に免許の取得などの領域における、協同組合

の義務を定義すること

- (c)協同組合の企業統治に関する優良実践を 促進すること
- 9.政府は、しばしば生き残るための周辺的な活動となっている(時に「インフォーマル経済」と呼ばれる)ものを、経済活動の本流に完全に統合された、法的に保護された労働に転換する上で、協同組合の重要な役割を促進するべきである。

協同組合促進のための公共政策の 実施

- 10.(1)加盟国は、「範囲、定義、目的」の章で述べられた協同組合の価値と原則によって導かれる、協同組合に関する特別の法律と規制を採択し、適切な場合には、かかる法律と規制を改正すべきである。
- (2)政府は、協同組合に適用される法律、 政策および規制の策定と改正において、協同 組合団体、ならびに関連する使用者団体、労 働者団体と協議すべきである。
- 11.(1)政府は、協同組合の支援サービスに対するアクセスを容易にし、協同組合とその事業活力、ならびに雇用および所得の創出能力を強化すること。
- (2)これらのサービスは、可能な場合、以下のものをふくむべきである。
- (a)人的資源開発計画
- (b)研究および開発相談サービス
- (c)融資および投資へのアクセス
- (d)会計および監査に関するサービス
- (e)経営情報サービス
- (f)情報および広告に関するサービス
- (g)技術および革新に関する相談サービス
- (h)法律および税務に関するサービス
- (i)マーケティングのための支援サービス、 ならびに

(j) その他の適切なサービス

- (3)政府は、これらの支援サービスの設立を容易にすべきである。協同組合およびその団体は、それらのサービスの組織と運営に参加し、実行可能かつ適切な場合には、それらへの資金調達を奨励されるべきである。
- (4)政府は、全国的・地域的に協同組合を創出し強化することを目的とする、適切な 手段を開発することによって、協同組合とそ の団体の役割を承認すべきである。
- 12.政府は、適切な場合、協同組合の投資財源および信用に対するアクセスを容易にするための措置を採用すべきである。
- (a)貸付金およびその他の融資上の便宜を提供できるようにすること
- (b)行政上の手続きを簡素化し、協同組合資産のあらゆる不適切な水準を救済し、借入れ取引コストを削減すること
- (c)貯蓄、信用、銀行および保険の各協同組合を含む、協同組合のための自治的な融資制度を促進すること
- (d)不利な立場にある集団のための特別な規定を含めること
- 13.協同組合運動の促進のために、政府は、あらゆる形態の協同組合の間に、技術、商業および融資の各面における連携の発展を有利にする条件を奨励し、それによって、経験の交流およびリスクと便益の共有を容易にすべきである。

使用者団体と労働者の団体、協同 組合団体、ならびにそれらの間の関係

- 14.使用者と労働者の各団体は、持続可能な発展の諸目標達成に果たす協同組合の重要性を承認し、協同組合団体と共に、協同組合促進の方法と手段を探求すべきである。
 - 15.使用者団体は、適切な場合、加入を望

む協同組合に対する会員資格の拡張を考慮 し、他の会員に適用されているのと同一の資 格と条件で、適切な支援サービスを提供すべ きである。

- 16. 労働者団体は、次のことを奨励される べきである。
- (a)協同組合の労働者が労働者団体に加入す ることを助言し援助すること
- (b) 労働者団体の組合員が、基礎的な財と サービスへのアクセスを容易にする目的を含 めて、協同組合を設立することを支援するこ لے
- (c)協同組合に影響をもつ経済・社会問題を 検討する、地域・全国および国際の各レベル の委員会および作業グループに参加すること (d)企業閉鎖が提案される場合を含めて、雇 用の創出ないし維持を目的とした、新しい協 同組合の設立を支援し、これに参加すること (e)協同組合の生産性を改善することを目的 とする、協同組合のための計画を支援し、こ れに参加すること
- (f)協同組合における機会の平等を促進する こと
- (g)協同組合の労働者・組合員(worker members)の権利の行使を促進すること、な らびに
- (h)教育・訓練を含む、協同組合促進のため の、その他のあらゆる活動を実行すること
- 17.協同組合および協同組合を代表する団 体は、次のことを奨励されるべきである。
- (a)協同組合の促進に有利な環境の創出を目 的として、使用者および労働者の各団体、な らびに関連する政府および非政府機関との積 極的な関係を確立すること
- (b)協同組合独自の支援サービスを運営し、 それらの資金調達に貢献すること
- (c)加盟協同組合に対して商業·融資サービ

スを提供すること

- (d)協同組合の組合員、労働者および経営者 の人的資源開発に投資し、これを促進するこ لح
- (e)全国的·国際的な協同組合団体の発展と 加盟を促進すること
- (f) 各国の協同組合運動を国際的レベルにお いて代表すること、ならびに
- (g)協同組合の促進のための、その他のあら ゆる活動を実行すること

国際協力

- 18.国際協力は、次のことを通じて促進さ れるべきである
- (a)協同組合員の雇用創出と所得形成に効果 的であることが証明された政策と計画に関す る情報を交換すること
- (b)各国および国際的な協同組合団体、なら びに協同組合開発に従事する機関との関係を 奨励し促進し、次のことを可能にすること
- () 職員とアイデアの交流、教育および 研修の資料、方法ならびに参考資料の交流
-)協同組合とその開発に関する調査資 料その他のデータの編集と利用
-)協同組合間の同盟と国際的パート ナーシップの確立
- ()協同組合の価値と原則の促進と擁護、 ならびに
- ()協同組合間の商業的関係の確立
- (c)市場情報、法制、研修方法と技術、テク ノロジーならびに製品基準等の、各国および 国際的データに対する協同組合のアクセス、 ならびに
- (d)権限が与えられ、可能な場合に、協同組 合および関連する使用者および労働者の各団 体と協議の上、協同組合を支援する共通の リージョンおよび国際的な指針と法制を開発

すること

最終規定

19.本勧告は、「協同組合(発展途上国)に 関する勧告」1966を改正し、これに代えるも のである

別表

1995年国際協同組合同盟総会によって採択された

「協同組合のアイデンティティに関する声明」からの抜粋

協同組合原則は、協同組合が自らの価値を 実践に移す指針である。

《自発的で開かれた組合員制》

協同組合は自発的な組織であって、組合のサービスを利用でき、組合員としての責任を受け入れる用意のあるすべての人に、ジェンダー的、社会的、人種的、政治的、ないしは宗教的な差別なしに開かれている。

《民主的な組合員管理》

協同組合は、その組合員によって管理される民主的組織であり、組合員は政策の策定と意思決定に積極的に参加する。選出されて代表者の役割を務める男女は、組合員に対する説明責任を負う。第一次協同組合では、組合員は平等な投票権(一人一票)を有し、それ以外のレベルの協同組合も民主的な方法で組織される。

《組合員の経済的参加》

組合員は、自らの協同組合の資本に公正に 貢献し、これを民主的に管理する。その資本 の、少なくとも一部は、通常、協同組合の共 同資産である。

組合員の資格条件として払い込んだ資本に

対して、もし配当がある場合にも、組合員が 受け取る配当は制限される。組合員は、次の いずれか、ないしはすべての目的のために、 剰余を配分する。すなわち、できれば、少な くともその一部を不分割とする、準備金の設 立によって、協同組合の発展のために。協同 組合との取引高に応じて各組合員に利益を還 元するために。そしてまた、組合員が組織的 に承認したその他の活動を支援するために。 《自治と独立》

協同組合は、その組合員によって管理される、自治的な自助組織である。協同組合が、政府を含む他の組織と協定を結ぶ場合、ないしは外部の財源から資本を調達する場合、協同組合は、組合員による民主的管理を保障し、協同組合の自治を保全することを前提に、それらを行なうべきである。

《教育、研修および情報》

協同組合は、その組合員や選ばれた代表、経営者、および従業員に対して、教育と研修の機会を提供し、彼らが自分たちの協同組合の発展に有効に貢献できるようにする。協同組合は、若者や世論の指導者をはじめ、一般公衆に対して、協同組合の性格と便益を知らせる。

《協同組合間協同》

協同組合は、地域、全国、リージョンおよび国際の各機構で共に活動することを通じて、その組合員に最も効果的に役立ち、協同組合運動を強化する。

《コミュニティへの関与》

協同組合は、組合員が承認した政策を通じて、自分たちのコミュニティの持続可能な発展のために活動する。